

食品安全委員会第151回会合議事録

1．日時 平成18年7月6日(木) 14:00～14:37

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

- (1) 委員長代理の指名について(報告)
- (2) 食品安全委員会の6月の運営について(報告)
- (3) 食品安全モニターからの報告(平成18年5月分)について
- (4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成18年6月分)について
- (5) その他

4．出席者

(委員)

小泉委員、長尾委員、見上委員、野村委員、畑江委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5．配布資料

- 資料1 食品安全委員会の6月の運営について(報告)
- 資料2 食品安全モニターからの報告(平成18年5月分)について
- 資料3 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成18年6月分)について

6．議事内容

齊藤事務局長 ただいまから「食品安全委員会」第151回会合を開催いたします。前回、7月3日の委員会会合で寺田委員長が委員長に互選されたところでございますが、腰を痛

められており、本日は御欠席となっておりますので、暫時、私が議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、6名の委員が御出席です。また、厚生労働省から藤井大臣官房参事官に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第151回会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は3点でございます。

資料1「食品安全委員会の6月の運営について（報告）」。

資料2「食品安全モニターからの報告（平成18年5月分）について」。

資料3「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成18年6月分）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「（1）委員長代理の指名について（報告）」でございます。前回、7月3日の委員会会合で、委員会終了後、小泉委員と事務局で寺田委員長のところに伺い、委員会会合の結果の御報告及び委員長代理の指名をしていただくということとしておりましたので、小泉委員から、その結果につきましての御報告をお願いしたいと思います。

小泉委員 それでは、私の方から皆様に御報告申し上げます。

前回の委員会終了後、事務局の方と一緒に寺田委員のところに行ってまいりました。前回の150回の会合の結果につきまして、寺田委員が委員長に互選されたということにつきまして御報告いたしましたところ、委員長就任についてはお受けいたしますと言われ御承諾いただきました。

また、委員長代理につきましては、その場で寺田委員長から見上委員を指名するというをおっしゃいましたので、その点につきましても皆様に御報告いたします。

御欠席されている委員長の病状なんですけれども、お見受けしたところ、比較的、お元気そうですが、腰椎の骨折で、リハビリ等でしばらく時間がかかるだろうということで、委員会に出られないとおっしゃっておりました。そして、委員会を休むということに対して非常に申し訳ない。皆様にはよろしくお願いいたしますとおっしゃっておられました。

以上でございます。

齊藤事務局長 ありがとうございます。

ただいま、小泉委員から御報告をいただいたとおり、寺田委員長が見上委員を委員長代

理に指名されましたので、これからは見上委員長代理に議事進行を引き継ぎます。よろしくお願ひしたいと思ひます。また、ごあいさつをいただきたいと思ひます。

見上委員長代理、委員長席の方へお願ひいたします。

(見上委員長代理、委員長席へ移動)

見上委員長代理　そういうことで、寺田委員長から委員長代理ということで指名されたので、やらざるを得ないという感じではあります。

中立公平な立場で、科学的なリスク評価を行う我々、食品安全委員会なんですけれども、その役割をしっかりと踏まえて、国民の健康保護のため、全力を尽くしたいと思ひます。しばらくの間、議事進行をいたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局長より議事の進行を引き継ぎまして、次の議題に移らせていただきます。

「(2) 食品安全委員会の6月の運営について(報告)」、事務局から御報告をお願ひいたします。

小木津総務課長　それでは、資料1に基づきまして、食品安全委員会の6月の運営状況につきまして御報告させていただきます。

まず、1ページ目で「1. 食品安全委員会の開催」でございます。

第145回会合が6月1日に開催されておりますが、ここでは特定保健用食品「ガイオ タガトース」について検討いただきまして、再度、指摘があった点について確認をした上で、改めて検討するというご取扱いを決められております。

また、微生物・ウイルス合同専門調査会で審議されておりました「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」(案)について意見・情報の募集の結果を踏まえまして、現時点での案ということで取りまとめることが了承されました。これを専門調査会におきまして引き続き運用し、適宜修正を加えながら完成させていくという方針が了承されたところでございます。

OIE総会の報告が、農林水産省からございました。

5月の委員会の運営状況についての報告がありました。

また、ポジティブリスト制度導入に対応しまして、農薬専門調査会の運営について報告がございました。

第146回会合が6月8日に開催されておりますが、先ほど申しました「ガイオ タガトース」につきまして、改めて、この場で検討がなされまして、その結果を厚生労働大臣に通知しております。

動物用医薬品の関係です。製造用原体（ドラメクチン）並びに牛及び豚の注射剤（デクトマックス）の再審査について検討し、その結果を厚生労働大臣及び、農林水産大臣に通知しております。

同じく、動物用医薬品の関係です。牛の寄生虫駆除剤（アイボメクトピカル）の再審査について、国民からの意見・情報の募集に着手しております。

また「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等の5月分につきまして、報告がございました。

6月15日分の第147回会合でございますが、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会がございました。中身は、飼料添加物一般の試験方法等に規定されております「石綿」及び「石綿板」についてこれを用いない形に改正することについての照会がございましたが、必要でないときに該当するというで決定しております。

次の2ページにまいりまして「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB t 10」についての検討がなされまして、その結果を農林水産大臣に通知しております。

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価として、案件候補「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」については、この場では結論を出すことはせず、プリオン専門調査会の意見を聞いた上で、改めて、その取扱いについて検討することを決定しております。

また、米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会の概要につきまして、厚生労働省及び農林水産省から報告を受けております。

6月22日分の第148回会合でございますが、評価要請案件、動物用医薬品「ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン（ウエストナイルイノベーター）」につきまして農林水産省から説明を受けております。

飼料中の残留農薬基準の設定について農林水産省から説明を受けております。

新開発食品「明治もっとカルシウムベビーチーズ」の取下げについて厚生労働省から説明を受け、了承しております。

動物用医薬品ダルマジンについて検討がなされ、その評価結果につきまして厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知しております。

「鶏マレック病凍結生ワクチン（ポールバックMD cvi）」につきましても検討いたしまして、同日付けで農林水産大臣に通知しております。

新開発食品「ステイバランスR」について検討がなされまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

コエンザイムQ10に係る食品健康影響評価につきましては、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、米国産牛肉輸入再開問題について厚生労働省及び農林水産省から報告を受けております。

6月29日分の第149回会合ですが、平成17年度の食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会における審議結果の報告を受け、原案どおり決定されております。

農薬等の食品健康影響評価の実施手順について決定しております。

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の取扱いにつきましては、プリオン専門調査会において、米国及びカナダ以外で我が国が牛肉を輸入している国について、情報収集により現状把握するとともに輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目について議論するという方向で了承されております。

また、食品安全委員会の3年間を振り返って、各委員からの意見・感想がございました。

3ページにまいりまして「2 専門調査会の運営」でございます。開催状況のみ御報告させていただきます。

まず「(1) 企画専門調査会」。第15回会合が6月14日に開催されております。

「(2) リスクコミュニケーション専門調査会」。第26回会合が6月20日に開催。

「(4) 添加物専門調査会」。第33回会合が6月28日に開催。

「(5) 農薬専門調査会」。第44回会合が6月7日に開催。

そして、その下に置かれました総合評価第二部会の第1回会合が6月26日に非公開で開催。

「(6) 動物用医薬品専門調査会」。第55回会合が6月23日に開催。

4ページにまいりまして「(10) 微生物専門調査会」。第16回会合が6月26日に、引き続きまして第17回会合がウイルス専門調査会と合同で開催。

「(11) ウイルス専門調査会」は、微生物専門調査会と同様でございます。

「(12) プリオン専門調査会」。第36回会合が6月22日に開催。

「(14) 遺伝子組換え食品等専門調査会」につきましては、6月30日に第39回会合が非公開で開催。

「(15) 新開発食品専門調査会」は、第38回会合が6月19日に開催されております。

5ページにまいりまして「3. 意見交換会等の開催」でございます。

「(1)意見交換会」です。この期間、6月5日に「食品に関するリスクコミュニケーション(東京)-リスクコミュニケーションはいかに食育に貢献できるか-<東京都新宿区>」というタイトルで、東京で開催されております。

「(2)食品安全モニター会議」です。これが全国ブロックごとに開催されております。

「4.その他」でございますが、食品安全委員会メールマガジン(通称:「食品安全委員会e-マガジン」)の配信が開始されております。

「食品安全委員会子供向けリーフレット(科学の目で食品の安全を守ろう!)」を発行しております。

また、第1回食育推進全国大会に食品安全委員会として合同出品しております。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの報告の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、引き続きまして「(3)食品安全モニターからの報告(平成18年5月分)について」です。事務局から御報告をお願いいたします。

吉岡勸告広報課長 それでは、資料2に基づきまして御報告いたします。

食品安全モニターからの5月中の報告でございますが、66件ございました。その内容でございますが、リスクコミュニケーション関係が12件、農薬関係が10件という状況でございます。

リスク管理機関に関わる意見などにつきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

食品安全委員会では、当委員会のコメントを中心に御報告させていただきます。

まず、2ページでございますが「1.食品安全委員会活動一般関係」でございます。

「食品安全委員会とリスク管理部門との役割分担について」で、明確に消費者に周知徹底がなされていない。今後は、食品安全委員会の設立趣旨と独立性について消費者に周知を図り、理解を得るように努める必要があるとの御意見でございます。

これに対するコメントでございますが、食品安全委員会は、食品の安全性について、リ

スク管理を行う厚生労働省や農林水産省などの関係行政機関から独立し、最新の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。リスク評価は、食品のリスクを最小限に抑えるリスク分析の重要な要素の一つとして位置付けられています。

こうした役割分担の考え方等については、これまでも全国各地での意見交換会やホームページ、パンフレット、季刊誌等の多様な媒体を通じて国民の皆様にお伝えしてきたところです。さらに、6月からはメールマガジンの配信を始めるなど、新たな取組も行ってまいります。今後もこうした活動を通じて、国民の皆様にはリスク分析における当委員会の役割について理解が深まるよう、分かりやすい説明に努めてまいります。

3ページからが「2. リスクコミュニケーション関係」でございます。

まず、農薬等のポジティブリスト制、あるいはBSE問題に関する意見交換会に参加しての御意見でございます。

これについての当委員会からのコメントでございますが、意見交換会の進め方などについては、いろいろ難しい点がありますが、今回御指摘の点を含め、皆様の御意見を踏まえながら、よりよいものとなるよう、工夫に努めてまいります。

また、意見交換会を始め、リスクコミュニケーションの効果的な手法については、当委員会リスクコミュニケーション専門調査会において調査審議し、検討を進めております。

4ページでございますが「報道機関への啓蒙活動について」で、基礎的な知識や旬な話題の啓蒙活動を、新聞社・テレビ局等報道機関向けに行うことも必要ではないか。

また「資料配布の周知について」で、作成した資料の要約版をつくり、一般に配付すること等が必要ではないかという御意見でございます。

これに対する当委員会からのコメントでございます。食品安全委員会ではホームページ、季刊誌、パンフレット、またメールマガジンを発行するなどのほか、さまざまな媒体や機会を通じて、正確な情報の提供に努めているところです。

特に、国民に関心の高いリスク評価結果について、そのポイントやQ & Aをホームページに掲載するとともに意見交換会を開催するなど、分かりやすい解説を心がけているところです。

また、報道関係者に対しては、適宜プレスリリースを行い、積極的に情報を提供するとともに、食品の安全性に関する情報が広く国民の皆様には正確に周知される上で、報道の果たす役割は大きいことから、情報や意見の交換を行う懇談会を定期的で開催しています。

今後とも、引き続き、御指摘いただいた御意見を参考にしながら、適切な情報の発信が行われるよう、報道関係者との意思疎通に努めてまいります。

引き続きまして「 テレビ番組による食品の情報について」で、「白インゲン豆ダイエット」による健康被害を踏まえて、健康被害情報を分かりやすく迅速に提供してほしい等の御意見でございます。

これについての当委員会からのコメントでございますが、白インゲン豆に関する健康被害事例につきましては、本年5月26日に当委員会のホームページに掲載し、インゲン豆は生若しくは加熱不足の状態では摂取すると嘔吐や下痢などの消化器症状を起こすこと、及び通常の調理法（水に十分浸し、やわらかくなるまで煮る）で調理すれば、食品安全上問題はないことを周知するとともに、厚生労働省ホームページの該当ページとリンクするようにはしております。

今後とも、トピックスページに「健康被害事例」として掲示し、同様の事件が起きないように周知を続けるとともに「健康被害情報」について、正確で分かりやすい情報の提供に努めてまいります。

7ページにまいりまして「3．BSE関係」でございます。米国産牛肉輸入再開の動きに関しての御意見、また、プリオン専門調査会の4月の専門委員改選について報告してほしいという御意見でございます。

これに対する当委員会のコメントでございます。米国産牛肉に関しましては、昨年12月8日に厚生労働省及び農林水産省に対し、リスク評価結果を通知したところでございますが、平成18年1月20日、米国から到着した子牛肉に脊柱の混入が確認されたことから、現在、すべての米国産牛肉等の輸入手続が停止されております。

これは、リスク管理上の問題でございます。現在、リスク管理機関で調整を行っているところでございますが、食品安全委員会としては、節目ごとで、リスク管理機関から報告を受けることなどにより、状況の把握に努め、適切に対応してまいります。

また、今回のプリオン専門調査会の専門委員の改選については、専門委員にも任期を設けるという内閣府の方針に従い、2年の任期を付するために3月9日の食品安全委員会会合における了承の下、年齢や辞任したいという本人の意向を踏まえ、4月1日付けで再任及び新任の専門委員の任命が行われたものでございます。

9ページからが「4．食品添加物関係」で、3件でございます。

11ページが「5．農薬関係」でございます。残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に関して、監視・指導体制の強化や、仕組みの改革、早急な詳しい説明などが必要だといったような御意見でございます。

これにつきましては当委員会からのコメントでございますが、農薬等のポジティブリス

ト制度の導入に関し、食品安全委員会としてはリスク評価を円滑に進めるために、評価体制・手順の充実を図っており「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」を策定し、国民の皆様から御意見・情報の募集を経て、6月29日にリスク管理機関へ通知したところです。

また、本年4月27日から5月23日にかけて、全国10か所において意見交換会を実施しております。

今後は、上記の実施手順に基づき個別農薬等のリスク評価を行ってまいります。

15ページが「6．汚染物質関係」でございます。「ヒジキに含まれるヒ素について」で、ヒジキの水戻しの時間の重要性や摂取における適量、回数などの表示を徹底し、安全に摂取できるようにしてほしいという御意見でございます。

これに対する当委員会からのコメントでございますが、干しヒジキは60分間水戻しをすると、ヒ素が芽ヒジキで75～95%、長ヒジキで55～90%除去され、水温が高いほどより多く除去されることがわかっています。なお、市販の干しヒジキでは、製品化の過程で煮沸処理が施されており、ヒ素はかなり除去されているものと思われます。

ヒジキ以外の海藻も含め、我が国の食文化に基づく通常の摂取の範囲では、これまでにヒ素中毒を起こすなど健康に悪影響が生じたとの報告はありません。ヒジキなどの海藻類を含め、バランスよく食品を食べて健康の維持に努めることが重要です、としております。

16ページにまいりまして「妊婦に対する栄養指導について」で、妊婦はその必要性から食品の安全性に関する意識が強くなる傾向にあると思うが、誤った情報も伝わりやすい。「妊娠中は生の魚を一切食べてはいけない」との認識を持つ妊婦が身近におり、情報の発信源が病院であることを聞いて驚いた。有識者は正しい知識を広める義務があると思う。

これに対する当委員会からのコメントでございますが、食品安全委員会では、平成17年8月4日に「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価」を公表し、妊婦がメチル水銀を摂取しても胎児に影響を及ぼさない量（耐容摂取量）について、1週間当たり2.0 μg/kg体重/週としました。

また、魚は栄養面において非常に有用な食材であることから、バランスよく食べて健康の維持に努めることが肝要ですということで、当委員会のホームページ、また季刊誌等を御紹介しております。

18ページが「7．微生物・ウイルス関係」、「8．かび毒・自然毒関係」についての御意見でございます。

19 ページから「9. 新開発食品関係」でございます。「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価について」で、今般の「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」の「上乘せ摂取量」基準の考え方は、重要な指標として、製品開発や消費者の安全で健康的な食の選択にも活用すべきと考えたとの御意見です。

これに対する当委員会からのコメントは、去る5月11日付けで当委員会から通知いたしました、大豆イソフラボン等を関与成分とする特定保健用食品3品目の健康影響評価及び、その安全性評価の基本的な考え方のポイントについて説明をしております。

なお、今回の評価は、長い食経験を有する大豆あるいは大豆食品そのものの安全性を問題としたものではなく、また、大豆由来食品からの摂取量が、一日摂取目安量の上限値を超えることにより、直ちに健康被害に結び付くというものではありません。

大豆は、植物性タンパク質、カルシウム等の栄養素に富む食品であり、健康のためには、特定の成分のみを摂取することよりも、バランスのよい食事の中で摂ることが重要であるといたしまして、当委員会のホームページに掲載されておりますポイントやQ & A等を御紹介しております。

21 ページが「10. 肥料・飼料等関係」の御意見。

22 ページから「11. 食品衛生管理関係」の御意見。

24 ページから「12. 食品表示関係」についての御意見です。

27 ページで「13. その他」で「食品への放射線照射のこと」といたしまして、原子力委員会食品照射専門部会での審議内容等について、食品安全委員会はどのように対応するのか、その方向性を明らかにされたいという御意見でございます。

これに対するコメントでございますが、放射線照射食品は、食品衛生法において認可された食品のみが流通、販売ができることとされており、この認可に当たっては、個々に食品安全委員会の評価を受ける必要がございます。

現在、原子力委員会食品照射専門部会で食品照射の審議がなされていますが、食品安全委員会での評価については、この原子力委員会食品照射専門部会の審議結果を受けて開始するものではなく、厚生労働省からの個別の食品の評価要請に基づき、食品の種類、放射線照射の用途等を考慮した上で、必要な科学的情報に基づいて評価がなされることとなります。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただいまの内容、あるいは記載事項

につきまして、何か御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

小泉委員、どうぞ。

小泉委員 15 ページの「6 . 汚染物質関係」のヒジキの問題ですが、このコメントの3 行目の、なお、市販されている干しヒジキは、製品化の過程でかなり減っているの、除去されているというふうに書かれますと、一般の方々には製品化されているものは安全だというふうな認識をもたれかねないので、ここについては検討されるのがいいのではないかと思います。

その理由は、ヒジキのヒ素が問題になったのは市販のものの分析値だと思われます。そこにはかなりヒ素が含まれていたの、今後、食品健康影響評価をする必要もあるかとは思いますが、やはり、この文言だけを見ていると、これで安全だという認識をもたれかねないので、少し検討していただければと思います。

もう一つは、その次の「 妊婦に対する栄養指導について」という意見ですけれども、この中で、妊娠中は魚を食べてはいけなくて、しかも、情報の発信源が病院であった。これが病院の看護師なのか、医師なのか分かりませんが、実際にこういったことを妊婦に伝えたのかどうか。まず、事実を確認した上で、やはりモニターの方にはこういった誤りを正していただく、我々との橋渡し役という役割もごございますので、是非とも、妊婦さんを通して病院関係に情報提供していただければと思います。幸い、我々はビデオとかそういったものも作成いたしましたので、お渡しして、他の妊婦の方々にもそれを基に御指導いただければと思います。

以上です。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。

吉岡勸告広報課長、何かございますか。

吉岡勸告広報課長 まず、妊婦に対する栄養指導の方でございますけれども、小泉委員の御指摘のとおり、伝聞の御報告ですので、病院で、どなたが、どのような形で言ったのかどうかについて正確に把握できないところはございますが、御指摘の趣旨を踏まえまして、確認できる範囲で確認させていただき、いずれにせよ、こうした医療関係者の方も含めて、今後とも正しい情報提供に努めてまいりたいと思っております。

見上委員長代理 國枝評価課長、どうぞ。

國枝評価課長 小泉委員からの御指摘のヒジキの件ですけれども、なお書きの部分は、確かに事実ではあるんですけれども、このモニターの方からの御指摘というのは、ヒジキの水戻しの重要性という部分での御指摘ですし、また、今、小泉委員がお話しされました

ように、ここの干しヒジキのいわゆる 60 分間の水戻しの部分というのは市販品ということですので、なお書きを入れることで、別に水戻しをしなくてもいいというような誤解を招きますので、この部分は削除したいと思います。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。ほかに、ございますか。

どうぞ、畑江委員。

畑江委員 今回の妊婦に対する栄養指導のところですけども、この文言を見ると、メチル水銀というわけではなくて、メチル水銀は生とか加熱は関係ないんですね。これはもしかしたら、アニサキスが何かのことを意識しているのかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

吉岡勸告広報課長 おっしゃるとおりで、ここにもございますように「生の魚を」というふうに書いておられますので、いろいろな微生物とか、食中毒とか、そういったことを含めての栄養指導だったのかもしれませんが、そういうことも含めて確認いたします。

見上委員長代理 よろしいですか。

本間委員、どうぞ。

本間委員 モニターさんの構成は、前年度から引き続き 4 分の 1 ぐらいが継続して任命されていると聞いておりますけれども、モニターさんの関心のありようを吉岡勸告広報課長が目子で御覧になって、やはり 2 年目を迎えた方の関心の置き所と、初めての方々の置き所とは、今年も大分ずれているのでしょうか。いかがでしょうか。

吉岡勸告広報課長 非常に難しい御質問なんですけれども、まだ継続の方と新規の方でどうというあれではないんですが、ただ、やはり初めての方ですと、どうしても食品衛生管理等への御関心がかなり強くて、継続の方になると、食品安全委員会のリスク評価結果ですとか、リスコミの取組に対しての御意見が多くなってくるかなというような印象はございます。

本間委員 ありがとうございました。

見上委員長代理 よろしいですか。ほかにございませんか。

野村委員、どうぞ。

野村委員 この報告書の最後の 30 ページの一番上に「食育とリスクコミュニケーションについて」という意見があるんですが、私、これを読んでいて、大変面白い、貴重な意見だと思いますので、今後のリスコミの在り方として、これを念頭に置いていただきたいと思います。

といいますのは、情報というのは、やはり情報の受け手のニーズも勘案する必要がある

ということが言えると思いますので、関心度によって対象者別にPRするというのは、かなり貴重な意見だという感じがしますので、今後、参考にすべきかと思います。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。この辺は、西郷リスクコミュニケーション官よろしくお願いいたします。

西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。

見上委員長代理 ほかに、ございませんか。よろしいですか。

それでは、次に「(4)『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成18年6月分)について」、事務局から御説明をお願いいたします。

吉岡勸告広報課長 それでは、6月分の「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等でございます。

6月の問い合わせ件数は、62件ございました。うちBSE関係が12件、大豆イソフラボン関係が7件と、案件で見ると、そのような状況でございます。

内訳でございますが、食品安全委員会関係が12件、食品の安全性関係が24件、食品一般関係が26件でございます。

寄せられた御質問のうち、問い合わせの多い質問等につきましては、問いと答えの形でまとめまして、食品安全委員会に御報告するとともに、ホームページに掲載しているところでございます。

案件で見ますと、BSE、大豆イソフラボン関係が多うございますが、こちらにつきましては既にホームページ等で載せさせていただいております御質問や答えとほとんど同じようなものが多うございましたので、6月分で問い合わせの多い質問等ということで載せさせていただいておりますのが「大豆イソフラボンやコエンザイムQ10などを摂取する際の目安量・上限値はどこで決められているのですか」という御質問でございます。

これに対する答えでございますが、食品安全委員会は、厚生労働省等のリスク管理機関から評価要請を受けた特定保健用食品や農薬、添加物等に関して、担当の専門調査会において審議を行い、その審議結果(案)について、原則として、広く国民の意見・情報の募集を行った上で、食品健康影響評価結果を厚生労働省等に通知しているわけですが、この通知を受けた厚生労働省等で、この食品安全委員会の評価結果に基づいて、所定の手続を踏んで、摂取の目安量・上限値等を最終的に決定しております。

なお、御参考までということになりますが、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品につきましては、平成18年5月11日にリスク評価の結果を通知したところでございますし、コエンザイムQ10に関しましては、現在、審議結果(案)につきましの意見・情報

の募集を行っているところでございます。

以上でございます。

見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただいまの内容、又は御説明に対して、何か御質問・御意見がありましたら、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

それでは、ほかに何かございますか。

小木津総務課長 特にございません。

見上委員長代理 それでは、以上をもちまして「食品安全委員会」第151回会合を閉会いたしたいと思っております。

次の「食品安全委員会」会合につきましては、7月13日木曜日14時から開催いたしますので、よろしく申し上げます。

また、7月12日水曜日10時から汚染物質専門調査会と化学物質専門調査会の合同ワーキンググループが公開で開催されますので、お知らせします。

本日は、どうもありがとうございました。これで終わります。